

下関市教育委員会
議案第20号

下関市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年5月22日

下関市教育委員会
教育長 磯部 芳規

下関市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

令和6年第2回定例市議会に議案として提出するため。

別紙

下関市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市立学校の設置等に関する条例（平成17年条例第100号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
略	略	略	略
<u>下関市立吉母</u>	<u>下関市大字吉母字塩谷</u>		
<u>小学校</u>	<u>287番地</u>		
略		略	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

下関市教育委員会
議案第23号

令和7年度使用下関商業高等学校教科用図書の採択について

上記の議案を提出する。

令和6年5月22日

下関市教育委員会
教育長 磯部 芳規

令和7年度使用下関商業高等学校教科用図書の採択について

令和7年度使用下関商業高等学校教科用図書の採択実施要領について、別紙のとおりとする。

提案理由

令和7年度使用下関商業高等学校教科用図書の採択のため。

令和7年度使用下関商業高等学校教科用図書の採択実施要領

下関市教育委員会

1 採択の基本方針

(1) 令和7年度使用下関商業高等学校教科用図書の採択について

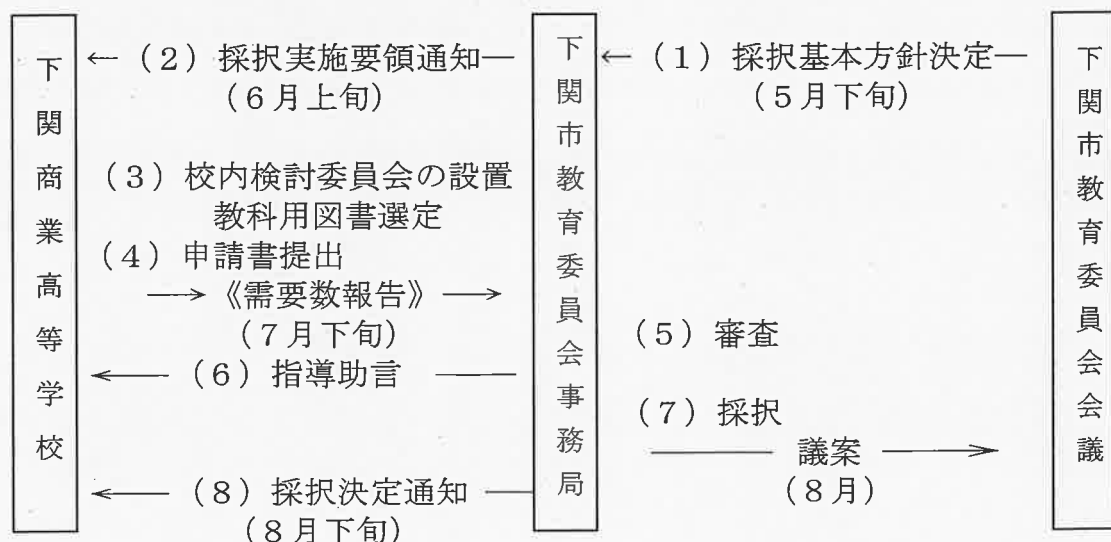
- ① 採択は、「高等学校用教科書目録（令和7年度使用）」に登載されている教科用図書から行う。
- ② 採択は、校長の意見を聴いた上で行う。
- ③ 学校の教育課程に適合する教科用図書を採択する。
- ④ 学校の特色、地域性及び生徒の実態に応じた教科用図書を採択する。

(2) 下関商業高等学校における選定上の留意事項

- ① 学校においては、各教科部会等で慎重に研究協議を重ねた上で選定案を作成し、これを教務部において教育課程との適合性等について審査した上で、最終的に校長決裁を経て報告すること。
- ② 学校の選定は、適正かつ公正に行われる必要があり、教科書発行者等の過当な宣伝行為等外部からの影響に選定結果が左右されることのないようにすること。

2 採択の手続き

- (1) 下関商業高等学校の教科書採択の基本方針を教育委員会に付議し、「採択の基本方針」を決定する。
- (2) 採択の基本方針を含む採択実施要領を下関商業高等学校へ通知する。
- (3) 下関商業高等学校において教科用図書検討委員会を設置し、採択の基本方針を踏まえ、「選定資料」等を参考に検討の上、使用教科用図書を選定する。
- (4) 申請書を下関市教育委員会へ提出し、併せて需要数報告を行う。
- (5) 下関市教育委員会で、教育課程との適合性等について審査する。
- (6) 必要に応じて、下関市教育委員会が下関商業高等学校に指導助言し、選定に変更があれば下関市教育委員会へ再申請する。
- (7) 下関市教育委員会として採択するため、下関市教育委員会会議に議案として提出する。
- (8) 下関市教育委員会から下関商業高等学校へ採択決定を通知する。



1 調査業務の目的

目的

- ・本業務は、老朽化が進んでいる学校給食施設について、各施設の劣化状況や学校給食衛生管理基準への適合性を調査し、学校給食施設の再編に向けた諸課題を整理することを目的とする。

対象施設

- ・市内の学校給食施設のうち、共同調理場（5箇所 ①～⑤）及び単独校調理場（20箇所 ⑥～⑳）を対象とする。（位置は次頁5健全度評価一覧及び施設位置参照）

2 調査の方法

調査方法

- ・学校施設台帳や工事完成図面等の確認、現地調査等により、対象施設の現状を調査する。
- ・現地調査は原則として目視により実施する。
- ・施設の各部位における劣化の程度や耐用年数等を考慮し、総合的に判断する。
- ・学校給食衛生管理基準への適合性についても確認する。
- ・原則として一般建築士による調査実施を行う。

現地調査日程

- ・令和5年7月24日～令和5年8月8日

3 調査結果の評価について

評価の算定

- ・学校施設の寿命化計画策定に係る解説書（平成29年3月文部科学省）を参考とし、健全度により算定する。
- ・健全度の算定においては、外部仕上げ、内部仕上げ、建築設備の3つの個別評価の総和より算定する。

3-1 外部仕上げ評価

- ・外部仕上げ評価は、評価対象物に対して目視により行う。
- ・外部仕上げの評価対象は、主要構造部・屋上屋根・外壁の3部位とする。
- ・評価基準については、表1に基づく

表1：外部仕上げ評価基準

A評価 概ね良好	B評価 部分的に劣化25%以下 老朽化しているが機能上問題ない	C評価 広範囲に老朽化25%以上 数年内に改修が必要	D評価 早期の対応が必要
-------------	---------------------------------------	----------------------------------	-----------------

- ・評価の算定については、3部位についての絶対評価（一番評価の低いものを採用）とする。
- ※外部3部位については何れかに支障をきたす事で、施設機能を大きく損なうため、3部位の調査結果で一番評価の低い評価を外部仕上げ評価とする絶対評価とした。
- ・評価の算定例を以下に示す。（調査対象となった「中部共同調理場」を例とする）

- (例) 1.中部学校給食共同調理場：主要構造部 C・屋上屋根 B・外壁 B → 外部仕上げ評価 C

3-2 内部仕上げ評価

- ・内部仕上げ評価は、評価対象物に対して目視により行う。
- ・内部仕上げの評価対象は、床・腰壁・壁・天井・内部建具の5部位とする。
- ・評価基準については表2に基づく

表2：内部仕上げ評価基準

A評価 100点 概ね良好	B評価 75点 部分的に劣化25%以下 老朽化しているが機能上問題ない	C評価 40点 広範囲に老朽化25%以上 数年内に改修が必要	D評価 10点 早期の対応が必要
---------------------	--	---	------------------------

- ・評価の算定については、5部位についての相対評価（各部位合計点の平均）とし、表3の評価区分で整理した。
- ※内部5部位についてはいずれの機能も有する必要があるものの、1部位の損傷によって、施設全体の機能を損なうものでないため、5部位の調査結果を踏まえて総合的に評価する相対評価とした。

表3：評価区分 ※最低点10～最高点100を4分割する。

A評価区分 77.5点以上	B評価区分 55点以上77.5点未満	C評価区分 32.5点以上55点未満	D評価区分 32.5点未満
------------------	-----------------------	-----------------------	------------------

- ・評価の算定例を以下に示す。（内部も同様に「中部共同調理場」を例とする）

- (例) 1.中部学校給食共同調理場：床 C(40)・腰壁 B(75)・壁 B(75)・天井 C(40)・内部建具 A(100)
合計点330 / 5項目 = 平均評価点66 → 内部仕上げ評価 B

3-3 建築設備評価

- ・建築設備評価は、評価対象物に対して目視及び耐用年数により行う。
- ・建築設備の評価対象は、電気・給排水・空調換気の3部位とする。
- ・評価基準については、表4に基づく

表4：建築設備評価基準

評価対象	A評価 概ね良好	B評価 経過年数が浅いため、 性能に期待できる	C評価 耐用年数を超過していない が、経過観察が必要である	D評価 早期の対応が必要
電気設備 耐用年数	15年未満	15～20年	20～25年	25年超過
給排水設備 耐用年数	15年未満	15～20年	20～25年	25年超過
空調換気設備 耐用年数	10年未満	10～15年	15～20年	20年超過

- ・評価の算定については3部位についての絶対評価（一番評価の低いものを採用）とする。
- ※絶対評価に至る経緯としては、外部3部位については何れに支障をきたす事で、施設環境を大きく損なうため、3部位の調査結果で一番評価の低い部位を建築設備評価とする絶対評価とした。
- ・評価の採用手順例を以下に示す。（建築設備も同様に「中部共同調理場」を例とする）。

- (例) 1.中部学校給食共同調理場：電気 D・給排水 D・空調換気 D → 建築設備評価 D

3-4 健全度評価

- ・外部仕上げ・内部仕上げ・建築設備の3つの評価結果に対応する評価基準点に、重要度係数を乗じる。
- ※評価基準点はA：100、B：75、C：40、D：10
- ※重要度係数は学校施設の寿命化計画策定に係る解説書及び公立学校施設整備事務ハンドブック 長寿命化改良事業に係る改修事業比率算定表を参考とし、表5に示す数字とする。

表5：重要度係数

重要度係数	外部仕上げ	内部仕上げ	建築設備	合計
	49	22.5	23.5	95

(計算例) 1.中部学校給食共同調理場

$$\begin{aligned} \text{①外部仕上げ評価 } C \text{ 40点 } \times \text{ 重要度係数 } 49.0 &= 1,960 \\ \text{②内部仕上げ評価 } B \text{ 75点 } \times \text{ 重要度係数 } 22.5 &= 1,688 \\ \text{③建築設備 } D \text{ 10点 } \times \text{ 重要度係数 } 23.5 &= 235 \quad \text{合計 } 3,883 \end{aligned}$$

- ・①から③の合計値を重要度係数の合計値で除し、4つの評価区分及び評価基準にて健全度を評価する。
- ※評価区分及び評価基準は表6のとおり

表6：健全度評価基準

	A	B	C	D
評価区分	77.5以上	55以上77.5未満	32.5以上55未満	32.5未満
評価基準	概ね良好	部分的に老朽化、 一部改修が必要である	広範囲に老朽化 全面改修が必要である	建て替えが望ましい (給食施設として今後維持することが難しい)

- (例) 中部学校給食共同調理場

$$3,883 \div \text{重要度係数の合計 } 95 = 40.9 \quad \text{健全度評価：C}$$

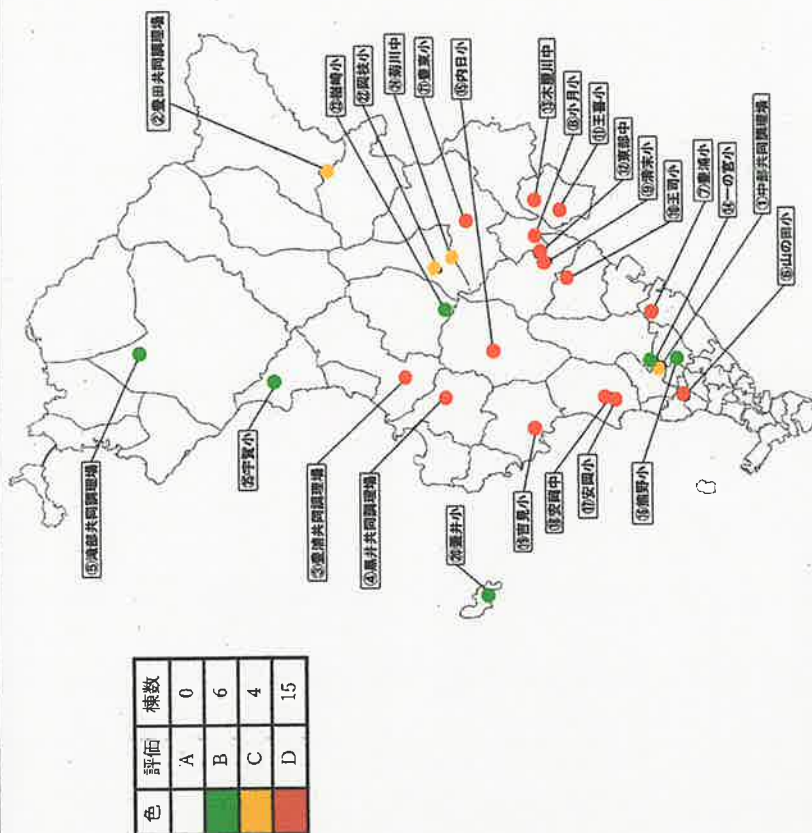
4 健全度評価一覧

■健全度評価

番 号	施設名	構 造	面 積 ㎡	建築 年 次	最新 基準 2023	新制度 基準 評価	食数	外部 仕上り (49.0)	内部 仕上り (22.5)	設備 設備 (23.5)	評定値 (合計値 ÷95)	健全度 評価
1	下関市立中道中学校給食 共同調理場	S	867	H24.4	33	○	2,306	C	B	D	40.9	C
2	下関市立豊浦中学校給食 共同調理場	S	487	H4.3	32	○	254	C	B	D	40.9	C
3	下関市立豊浦中学校給食 共同調理場	S	620	H5.3	31	○	792	D	A	D	31.3	D
4	下関市立黒井中学校給食 共同調理場	S	176	S55.9	43	X	215	D	B	D	25.4	D
5	下関市立地蔵中学校給食 共同調理場	RC	413	H17.12	18	○	299	B	A	C	72.3	B
6	下関市立山の田小学校給食棟	S	228	S42.3	57	X	652	D	B	D	25.4	D
7	下関市立豊浦小学校給食棟	S	456	S51.3	48	X	960	D	B	D	25.4	D
8	下関市立小月小学校給食棟	S	230	S56.3	41	○	356	D	C	D	17.1	D
9	下関市立漢来小学校給食棟	S	143	S28.1	71	X	556	D	B	D	25.4	D
10	下関市立王司小学校給食棟	S	213	S53.3	46	X	516	D	C	D	17.1	D
11	下関市立王豊小学校給食棟	RC	80	S47.3	52	X	185	D	B	D	25.4	D
12	下関市立東部中学校給食棟	S	255	S58.1	41	○	654	D	B	D	25.4	D
13	下関市立木瀬川中学校給食棟	S	130	S58.1	41	○	160	D	B	D	25.4	D
14	下関市立一の宮小学校給食棟	RC	298	S61.3	38	○	492	B	B	D	58.9	B
15	下関市立内日小学校給食棟	S	174	S56.3	43	X	45	D	B	D	25.4	D
16	下関市立熊野小学校給食棟	RC	262	H2.3	34	○	767	B	B	D	58.9	B
17	下関市立安岡小学校給食棟	S	290	S50.3	49	X	837	D	B	D	25.4	D
18	下関市立安岡中学校給食棟	S	246	S59.3	40	○	402	D	B	D	25.4	D
19	下関市立吉見小学校給食棟	S	185	S57.3	42	○	281	D	B	D	25.4	D
20	下関市立豊井小学校給食棟	S	32	S51.1	48	X	16	B	A	D	64.8	B
21	下関市立豊来小学校給食棟	S	122	S63.2	36	○	218	D	A	D	31.3	D
22	下関市立岡崎小学校給食棟	RC	116	S57.3	42	○	149	C	B	D	40.9	C
23	下関市立徳島小学校給食棟	RC	80	S59.2	40	○	51	B	B	D	58.9	B
24	下関市立菊川中学校給食棟	S	127	H5.3	31	○	228	C	A	D	46.8	C
25	下関市立宇賀小学校給食棟	RC	135	H11.8	24	○	37	B	A	D	64.8	B

・昭和56年6月以降の建築年で示される建物を新耐震基準の施設とする。

5 健全度評価の集計及び施設位置



6 改修事業費又は建替え事業費

- ・D判定における概算事業費については、過去の給食施設建設における実績データを参考に㎡単価を設定し、必要面積に基づき算出した。
- ・C及びB判定については、Dにおいて決定した㎡単価の75%、50%をそれぞれ乗じた単価設定を基本として算出した。

概算事業費

健全度評価	B	6施設	8.6億円
健全度評価	C	4施設	16.0億円
健全度評価	D	15施設	65.0億円
計			89.6億円

- ※ 施設ごとの具体的な改修計画をもとに算出したものではない。
- ※ 仮設工事費は含まない。
- ※ 改修は増築等を想定していない為、必要な面積が確保されない可能性はある。

7 まとめ

- ・対象施設の半数以上（15施設）が主要構造部や屋根といった施設機能を大きく損なう部位への劣化が確認された。そのため、該当する15施設については建替えによる施設更新といった対応が求められる。
- ・ほぼすべての施設が築30年以上を経過しており、耐震基準を満たしていない施設や、建築設備・厨房設備についても更新サイクルを超えている。
- ・平成21年に施行された学校給食衛生管理基準についても調査したところ、施設共同調理場以外は基準を下回る結果となった。空調設備が備わっていない施設が多く温湿度管理が難しい状況。
- ・建築当初より給食食数は減っているものの、学校給食衛生管理基準を今後系統的に満足させるには、各施設において必要面積の再検証が必要と思われる。

報 告 事 項
 令 和 6 年 5 月 22 日
 菊 川 教 育 支 所

工事請負変更契約の締結について（下関市菊川ふれあい会館外壁改修工事）

下関市菊川ふれあい会館外壁改修工事について、下記のとおり変更契約を締結したので、報告いたします。

記

区分	工事名	工事場所	請負人住所・氏名	請負額 (税込・円)	工 期	変更理由	適用
当初	下関市菊川ふれあい会館外壁改修工事	下関市菊川町大字 下岡枝117番地	下関市綾羅木本町六丁目8番13号 株式会社 東昇 代表取締役 東原 啓和	53,900,000	令和5年10月16日 ～ 令和6年3月28日		令和5年10月13日 契約
変更 (1回目)	同上	同上	同上	88,906,400	令和5年10月16日 ～ 令和6年6月26日	本工事において、以下の事項について原設計と異なることが判明したため変更するもの。 また、合わせて、当該増工事施工のため、工期を令和6年6月26日まで延伸するもの。 (1) アスベスト除去費の増工（処分共） (2) 外壁施工数量の増減に伴う増工 (3) 工期延伸に伴う直接仮設の増工	令和6年3月28日 変更契約
変更 (2回目)	同上	同上	同上	89,909,600	同上	本工事において、外壁タイルを撤去した後、躯体の劣化状況の調査を詳細に行ったところ、躯体の劣化を確認した。そのため、改修に係るUカットシーリング充填工法及び目地シーリング充填工法等を増工するもの。	令和6年5月16日 変更契約